

島田市週休2日工事（土木工事等）実施要領

最終改正 令和6年4月1日

（目的）

第1条 この要領は、建設業界において若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、週休2日の工事を実施することにより、建設産業における担い手を育成し、及び確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は除く。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。28.5%以上の場合を「4週8休以上」、25%以上28.5%未満の場合を「4週7休以上4週8休未満」、21.4%以上25%未満の場合を「4週6休以上4週7休未満」とする。

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる工事は、島田市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表(管路、ポンプ場・処理場)により積算する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が20日未満と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事及び災害復旧工事
- (3) 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（発注）

第4条 週休2日工事は、発注者指定型による発注とする。

2 前項の規定により発注するときは、島田市週休2日工事(土木工事等)特記仕様書（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注するものとする。

(実施方法)

第5条 週休2日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（別紙2を参考に作成する計画表をいう。以下同じ。）を監督員に提出し、これに基づき施工するものとする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更した現場閉所計画表を監督員に提出するものとする。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認するものとする。
- (4) 4週8休以上の現場閉所を確保することができなかつた場合は、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第6条 週休2日工事の費用計上は、対象期間中の現場閉所の状況に応じ、別表に定めるところにより、それぞれの経費に補正係数を乗じて行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、同日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

別表（第6条関係）

補正係数	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06